

【諮問第50号・61号】

5 川 個 審 第 1 0 号

平成5年12月24日

川崎市教育委員会

委員長 佐藤博磨様

川崎市個人情報保護審査会

会長 兼子 仁

個人情報閲覧等請求に対する全部承諾処分に関する不服申立てについて（答申）

平成3年2月19日付け2川教庶第884-2号及び同年12月25日付け3川教庶第805号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました不服申立人、法定代理人・の個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり一括して答申いたします。



当審査会は、両事件における申立人側と実施機関の各主張の対立点である争点に対し、一括審理の結果、以下のように判断する。

(1) 教職員懲戒処分関係文書のうち申立人の個人情報に関する部分の開示について

諮問 50 号事件にあっては、「平成元年度教職員の懲戒処分について」という書類のうち、申立人の個人情報の記録部分のみが開示され、実施機関・市教委はそれを請求に対する全部承諾処分であると主張している。それに対し申立人は、関係教師名以外の「文書名、日付、文書を出した責任者名」と推測される部分は開示されるべきものと反論している（意見書）。

この点、「文書名」は、関係教師個人に関する人事措置の種類にかかわるため、教師名の不開示とつながる情報と認められる。その結果、いかなる教師の関係文書であるか判然としないことになるが、こうした場合申立人側の自己情報開示請求にともなう限界と考えざるをえない。

それに対して、日付および機関名は、本件開示部分を含む公文書を特定するために必要な情報であって、その限りで個人情報の本人開示に際して開示すべきものであると判断される。

(2) 本件不服申立て事項に関係する公文書の存否について

申立人は、他自治体における教員処分関係書類の存在事例を挙げ、該当教員からの顛末書、教育委員会の教員指導文書や事情聴取記録などが、関係公文書として存在しているはずだと主張している。それに対し実施機関は、それらが公文書としては存在していないと主張している。

そこで当審査会が職権で調査したところ、たしかに関係教員からの顛末書や市教委の教員指導文書等は、本件不服申立ての関係では全く文書として存在していないと認められる。

それに対して、市教委による事情聴取記録に関しては、実施機関が公文書に当たらないメモであると主張する文書が実在しているので、それが申立人の主張する公文書でないかどうかを別途判断しなければならない。

なお、教育公務員の懲戒処分には「公正」の原則があるので（地方公務員法 27 条 1 項）、処分手続において適切な公文書が作成されることがのぞましいと言えるが、それは個人情報保護条例に基づく本件不服申立ての審査をこえ出る問題である。

他方、諮問 61 号事件においては、上記と同じ教員顛末書および市教委事情聴取記録のほかに、川崎市立 小学校長から市教委にあてた、 にかかるとする体罰事故に関する経過報告書が、開示請求の対象となっている。

当審査会の特権調査によれば、当該の校長経過報告はメモと付記されており、

実施機関はそれを条例対象の公文書には当たらないと主張しているが、その公文書性については、前記の市教委事情聴取記録とともに別途判断する必要があると認められる。

(3) 市教委事情聴取記録および校長経過報告の「公文書」性について

当審査会の職権調査により、つぎの3文書の実在（コピー体裁の原本）が認定された。

「小学校事情聴取」と題され、平成2年2月27日に同小学校校長室において市教委事務局の主幹と指導主事が校長・教頭および関係教諭本人から聴取した内容および指導事項を記録した文書（手書き文書のコピー）

「小事情聴取」と題され、平成2年3月16日に同校校長室において市教委事務局の主幹と2名の指導主事が本件法定代理人・両親との「話の概要」等を記録した文書（同上）

「くんに関する学校と父母との連絡についての経過報告（メモ）」と題された、平成3年3月25日付けの同上小学校長作成の文書（ワープロ作成文書のコピー）

これら3文書について、それらが条例対象の公文書であるか否かが、申立人と実施機関の間で争点になっている。

条例8条1項により、条例の対象となる「個人情報」は、「川崎市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書として、又は電子計算組織の電磁媒体に、記録されるもの又はされたもの」であると定められ、条例13条で、個人が「閲覧等を請求する権利」の対象は「個人情報の記録」だとされている。

上記の3文書は手処理の個人情報記録であるので、その「公文書」性は、情報公開条例2条1項で定義されている、「実施機関の職員が職務上作成し……た文書……で当該実施機関が管理しているもの」に該当するか否かの問題と言える。

この点、他自治体の情報公開条例によっては、対象となる作成「公文書」を、決裁済み・供覧済みの文書に限ると定義しているものがあるが、本市の条例では、上記のとおり、決裁済み・供覧済み文書に限らない広い「公文書」を対象にしていることに注意しなければならない。

本件文書のうち前記 と は、実施機関が当審議会の聴取で述べたところでは、市教委事務局の職員が学校に調査のため出張し、帰庁して上司に口頭復命を行なった際の覚え書きメモであるという。たしかに、公式の復命書に当たるものではない。

しかしながら、こうした供覧関連文書が条例対象の「公文書」に当たらないかどうかは、実施機関による職務上作成・管理文書か否かによって実質的に

判断しなければならない。

前記 と の文書は、教師体罰事件の学校関係者および児童保護者からの事情聴取を市教委事務局の所管職員が出張して行なった際の内容等記録であって、その物的体裁上も、手書き文書のコピーとはいえ一定の報告文書の形態を備えているので、「実施機関の職員が職務上作成した」文書という要件を充たしているとして解される。

そこでそれが「実施機関の管理」に属していたか否かであるが、川崎市教育委員会文書取扱規程 27～29 条に基づく「整理文書」ではなかったようである。しかしながら同規程は市の実施機関が定めた訓令であるから、それによって条例対象「公文書」の範囲を直ちに限定することには、条例の性質上なりえないと解さなければならず、文書保管の実態に即して検討する必要がある。すると本件 と の文書は、作成者職員の個人的支配の域をこえて、課としての書棚に収納され保存されていたという事実が判明した(実施機関聴取による)。この物的保管状況は当該文書の公的重要性に見あう適切な措置であったと目され、したがって当該 2 文書は「実施機関の管理」に属していたものと解される。

他方、前記 の文書は、学校長が教師体罰事件をめぐり児童の両親との連絡についての経過報告を市教委に行なった際の文書で、メモとかっこ書きされているコピーであるとはいえ、ワープロで作成された体裁の報告書であり、正式の「事故報告書」に後続する関連文書として市教委が事実上取得し保管してきたものと認められる。

これは、学校長という「実施機関の職員が職務上作成した」文書と解され、またその市教委事務局における物的な保管実態は前記 と の文書の場合と同様であったと認められるので、「実施機関の管理」文書に属していると解される。

以上のとおりで、前記 ～ の本件文書は、実施機関が主張するような職員メモにとどまるものではなく、条例の対象となる「公文書」に当たると解するのが相当である。一般には、職員個々人の支配下にとどまる備忘録的なメモがありうると考えられるが、本件文書はそれに当たらないと解される。

したがって、本件の両事件において、その余の開示を求める不服申立ては公文書の不存在の故に理由がないこととなるが、前記 ～ の公文書については申立人が開示請求の権利を有すると判断されるので、冒頭表示の結論のとおり答申する。本件の 2 つの全部承諾処分は、上記の趣旨において変更されることが相当であると判断される。